

はかりの定期検査について（お知らせ）

鏡野町内で取引または証明に使用されている《はかり》（家庭用は除く。）は、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。（計量法第19条）町内の《はかり》については、下記の日程で検査を実施しますので、該当する《はかり》を所有されている場合は、必ず検査を受けてください。

対象地域	月 日	時 間	場 所
富地域	5月22日(月)	10:30～12:00	富振興センター
上齋原地域		13:30～15:00	上齋原振興センター
奥津地域	5月23日(火)	10:30～12:00	奥津振興センター
		13:30～15:00	
鏡野地域	5月24日(水)	10:30～12:00	鏡野町商工会 本所
		13:30～15:00	
	5月25日(木)	10:30～12:00	
		13:30～15:00	

検査対象

・商店、事務所、農家等にある商売用はかり

※農家の方は直売所等への出荷用のはかりも対象となります。

・病院、医院、薬局等の業務用のはかり
・保育園、幼稚園、学校、福祉施設等の体重測定用はかり

※なお、受検には費用がかかります。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県計量協会 電話 (086) 242-3150 鏡野町産業観光課 電話 (0868) 54-2987

★地元で就活★

津山圏域（※1）での就職を希望する方へ!!
就職活動中に掛かる参加経費の一部を助成する事業を紹介します。

事業区分		内容	助成対象者	対象要件	助成対象経費の基準	助成回数	申請時の提出物	申請時の留意点
① 地域企業説明会等参加助成事業		津山圏域の市町または公的機関が、津山圏域内で開催する企業説明会等の参加に要する交通費を助成。	県外の大学、大学院、短大、高専、専修学校等に進学した新規卒業者等（※2）	左記1～3すべての要件を満たす者 1. 県外に居住している者 2. 高校在学中に津山圏域に居住していた者、または配偶者、父母、祖父母が居住している者 3. 就活学生登録（※3）に登録している者、または津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学に在籍している者	助成対象者の居住地の最寄りのJR乗車駅から会場最寄りのJR駅までの往復の交通費を基準とします。（詳しくは、津山広域事務組合までお問い合わせください。）	助成対象経費の2分の1（上限：20,000円/回） 同一年度内に2回まで	・交付申請及び実績報告書 ・請求書・申請者の現住所を確認できるもの（免許証、公共料金の請求書等）・学生証（既卒者は卒業証書）の「コピー」・その他管理者が必要とする書類	説明会等の開催日から30日以内に、右記必要書類を提出してください。
② JU-TOWN就職活動助成事業		津山圏域企業の採用面接に参加するために必要な交通費を助成。	県外から津山圏域への移住を希望する者（新規卒業者等は除く）	左記1～4すべての要件を満たす者 1. 津山圏域への移住を希望する者 2. 津山圏域企業を対象に就職活動または転職活動を行っている者 3. 津山圏域市町または津山圏域無料職業紹介センター（※4）の紹介を受けた者 4. 企業面接時に県外に住所を有する者		助成対象者1人当たり2回まで	【企業面接前】 ・交付申請書・誓約書・住民票・面接通知書の「コピー」・その他管理者が必要とする書類 【企業面接後】 ・実績報告書・請求書・その他	企業面接の実施日より前に交付申請書等を提出してください。 また企業面接終了後は、すみやかに実績報告書・請求書を提出してください。

※1 津山圏域：津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
※2 新規卒業者等…大学等へ進学した就職活動中の学生と既卒3年以内の者
※3 就活学生登録…将来、県北地域への就職を希望する大学生等に登録を募り、県北地域の就職活動に関する情報の提供や企業とのマッチングを実施する制度
※4 津山圏域無料職業紹介センター…求職登録した方に対し、職業相談の受付や求人情報の紹介等を行う職業紹介センター

お問い合わせ先

津山広域事務組合 電話 (0868) 24-3633

鏡野町まちづくり課

電話 (0868) 54-2982